

## 今、フランスの高等教育は？

広島大学 高等教育研究開発センター 副センター長・准教授 **大場 淳**

フランスの高等教育は、ボローニャと並んで世界最古の大学とされるパリ大学に始まる。非常に長い伝統を有する同国の高等教育であるが、革命後の1793年には全ての大学が廃止され、19世紀末に復活するものの事実上学部集りに過ぎないといったいわば大学不在の時期が長く続いた。その間に高等師範学校（École normale supérieure、1794年設置）やポリテクニク校（École polytechnique、1794年設立）等のグランド・ゼコールが創設され、その多くが今日エリート養成機能の主要部分を担っている。そして総合大学として大学が存在するのは、1960年代末の大学紛争後の高等教育基本法（フォール法）以降のことである<sup>1</sup>。一部のグランド・ゼコールが入学選抜を行いつつ高額な学費を徴収する一方で、近代国家の中で大学は国民に幅広く進学機会を提供する公教育の担い手―選抜を行わないほぼ無償の機関―として位置付けられ<sup>2</sup>、近年は高等教育大衆化の主要な受け皿となった。

フランスの高等教育はこうした紆余曲折を経て今日、グローバル化や欧州統合、国内の行財政制度改革等の影響を受けて、市場化（大型競争的資金の導入等）や統合・連携の推進など大きな変革の時期を迎えている。本稿では、主として大学に焦点を当て同国の高等教育が直面する主要課題を幾つか取り上げて紹介し、最後に若干の考察を行うこととしたい。

career

Jun OBA ●



文部（科学）省、経済協力開発機構（OECD）等で勤務した後、平成13年に現職。平成26年から副センター長。昭和63年から平成2年にトゥルーズ大学（第三期課程）留学。平成19年、パリ第10大学で客員教員を務めた。著作に、『フランス教育の伝統と革新』（分担執筆、大学教育出版、平成21年）、『Les universités au risque de l'Histoire: Principes, configurations, modèles』（分担執筆、PUN – Éditions universitaire de Lorraine、平成26年）『L'organisation du système éducatif japonais 2016』（RIHE、平成29年）などがある。

### 1. 高等教育の規模拡大と多様化 ▼

フランスの高等教育は、日本同様に大衆化（ユニバーサル化）の時代を迎えている。学生数は過去数十年間に大幅に拡大し（図1）、1960年に31万人だった高等教育在籍者総数<sup>3</sup>は、40年後の2000年には7倍の216万人に達した。ちなみに、同期間の日本における大学・短期大学在籍者数の拡大は5倍である。2015年秋現在の高等教育機関在籍者総数は255万人であり、そのうちの148万人（62%）は大学<sup>4</sup>に在籍している。大学外の高等教育機関では、高等学校（lycée）附置の上級技手養成課程（section de technicien supérieur: STS）及びグランド・ゼコール予備級（CPGE）にそれぞれ11.6万人、8.6万人が在籍し、その他の高等教育機関（技師養成校や商業学校等）で61.6万人の学生が学んでいる。

高等教育拡大の主要な受け皿となったのは大学である。学生数の増加は21世紀に入って一時止まっ

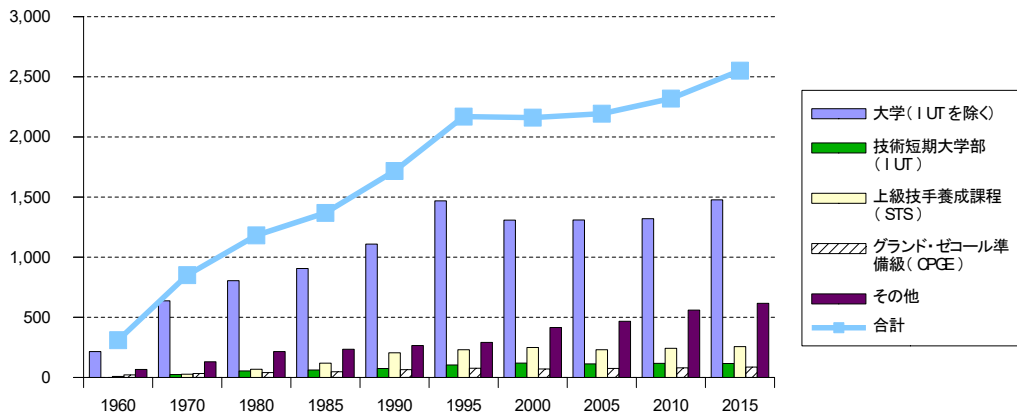


図1 高等教育機関在籍学生数の推移（千人）

出典：高等教育・研究省の資料を基に作成

ていたものの、2010年代に再び増加に転じ現在に至っている。それに見合うような設備投資や教職員増員は行われておらず、今日、教室が学生で溢れるといった事態が多く大学の見られる（図2）。

フランスの大学の拡張計画は、1990年代から2000年代に推進された二つの整備計画—大学2000年計画（Plan Université 2000: U2000）と大学三千年紀計画（Plan Université du 3<sup>e</sup> Millénaire: U3M）—が直近である。両計画は、大学への契約政策導入とともに実施され<sup>6</sup>、新大学や新学部・学科、分校の設置やキャンパス整備等が図られた。U3Mでは地方公共団体の参画が積極的に図られ、今日、州の再編<sup>7</sup>に伴って従来の州単位で設置されていた大学区（académie）<sup>8</sup>を超えた地方との連携が見込まれる。大学は全て国立ではあるものの、その施設整備には地方公共団体が従来から負担してきた。国と地方の連携は、国・州共同計画契約（contrat de plan État-région: CPER）で枠組みが決められ、今日、地方の役割が拡大してきている。

大学以外では、その他の高等教育機関の在籍者数も増加しているが（図1）、その主たる要因は私立学校の増加である。私立学校の在籍者は国公立機関のそれに比べれば多くはないものの近年



図2 新学期に教室が一杯になったボルドー大学を伝える報道

出典：2016年9月27日付シュッド・ウエスト紙ウェブサイト<sup>5</sup>

大きく増えており、1998年から2015年にかけて78%増加した。その間の国公立機関の学生数の増加は12%に止まっている（図3）。今日でも大学が主要な高等教育の担い手ではあるが、1970年に8割近くの学生を大学が受け入れていたことに鑑みれば、高等教育機関の多様化が進展している様子が窺える。

大学は授業料を課しておらず、学生が支払うのは低廉な登録料のみである<sup>9</sup>。高等教育予算は、国内総生産（GDP）比では1.2%が公的資金、0.3%が私的資金といった、財源の多くを政府（国と地方）に依存している。大学の準無償制は広く国民に受け入れられているものの、その逆進性の問題（高等教育進学者に貧困層出身者が少なく、税負担に

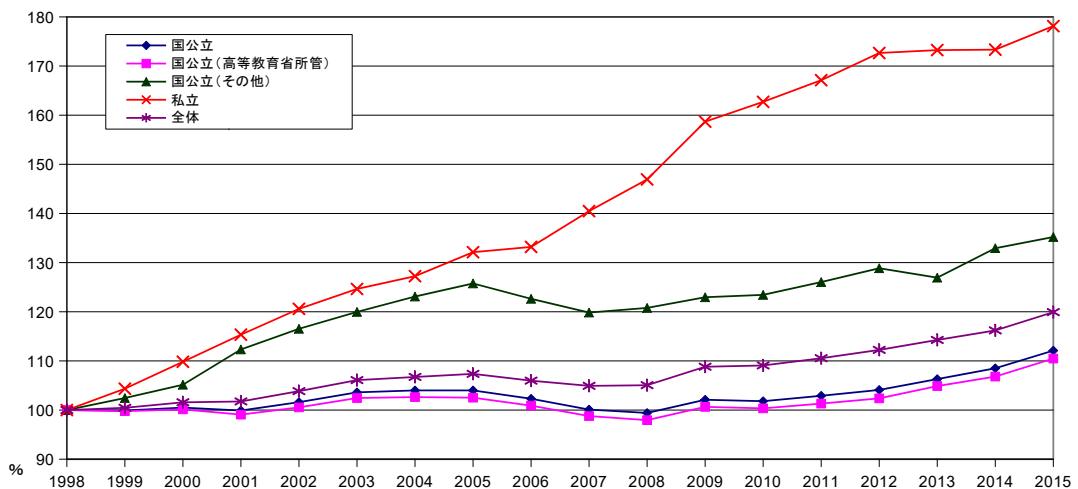


図3 機関設置形態別の学生数の増減 (1998年を基準として)

出典：高等教育・研究省の資料を基に作成

見合う受益が少ない)を指摘する者は少なくない。また、大学の資金不足は深刻で、2007年の大学の自由と責任に関する法律 (Loi relative aux libertés et responsabilités des universités: LRU)<sup>10</sup>の制定によって自律性が拡大した以降には、幾つかの大学が破産状態になって高等教育・研究省の直接の財

務管理を受けた。このため、多くの大学が様々な形で手数料 (例えばWi-Fiの利用料金) を取るなどして収入拡大を図っているが、これについては学生団体が違法なものとして批判している。その一つのフランス全国学生連合 (Union nationale des étudiants de France: UNEF) は毎年学生への「違法な」課金を調査して冊子として公表している (図4)。

このように大学の財務状況が厳しい一方で、一部のグランド・ゼコールは高額な授業料を徴収するようになり、両者の格差が拡大している。授業料は一部の商業学校 (ビジネス・スクール) で特に高く、2016年の調査<sup>11</sup>で最も高かったEDHEC Business Schoolでは45,000ユーロ (3年間) であった。

## 2. 中等・高等教育接続と大学での学び▼

大学では、原則として中等教育修了資格であるバカロレアの取得者が選抜無しで学籍登録できる開放入学制がとられている<sup>12</sup>。バカロレアは国家試験であり<sup>13</sup>、その合格率は2000年過ぎまでは8割程度で推移してきたが、近年は9割近くまで上昇している。その結果、世代に占めるバカロレア保持

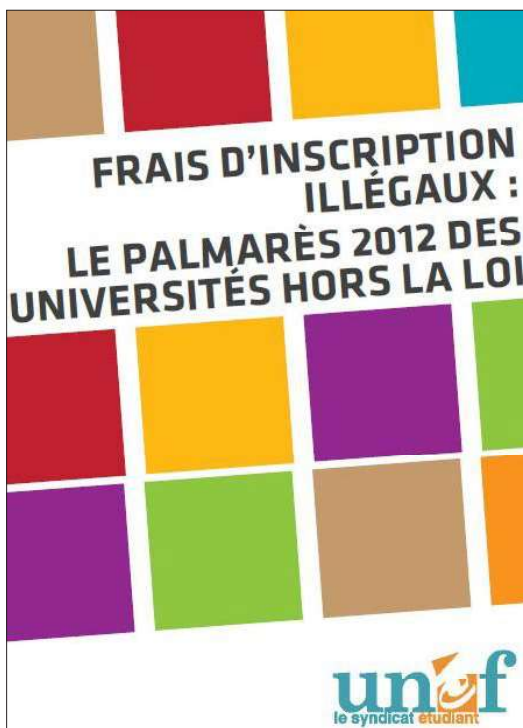


図4 「違法な」学生納付金を告発する学生団体の冊子

出典：UNEF

者の割合は8割近くに上昇した(図5)。これについてはバカロレアの水準低下であるといった批判があるが、政府は一貫してそれを否定している(大場, 2004)。

開放入学制ではあるが、バカロレア合格者が入学する大学を自由に選択できる訳ではない。志願できるのは原則として、バカロレアを取得し

た又は現在居住する大学区内の大学に限られ、また、大学の多くのプログラムでは定員を設定して登録者数を制限している。進学希望者は高等教育・研究省が設置する高等教育機関事前登録システム(Admission Post-Bac: APB)<sup>14</sup>(図6)から24以内で志願するプログラムを事前登録する<sup>15</sup>。選抜を行うCPGEやIUT、STS、グランド・ゼコールはバカロレアの成績やその他の基準で合否が決定され、大学については学力以外の基準で進学先が決定される。基準を満たす希望者が定員を超過する場合は、APBにおいて抽選される形で振り分けが行われる。

教育法典L. 612-3条は、振分けの基準として、居住地、家庭の状況、志願者の優先順位を挙げている。高等教育・研究省は、2017年4月24日付通達第2017-077号でこの基準を以下のように示した(上から順に適用)。

1. 学士課程(保健系<sup>16</sup>を含む)についての事前登録における優先順位
2. 全高等教育機関についての事前登録における優先順位
3. 結婚(それに相当する状態を含む)していること又は扶養対象者を有すること。
4. 大学区外の居住者(区内でバカロレアを取得した者を除く)について同様の基準

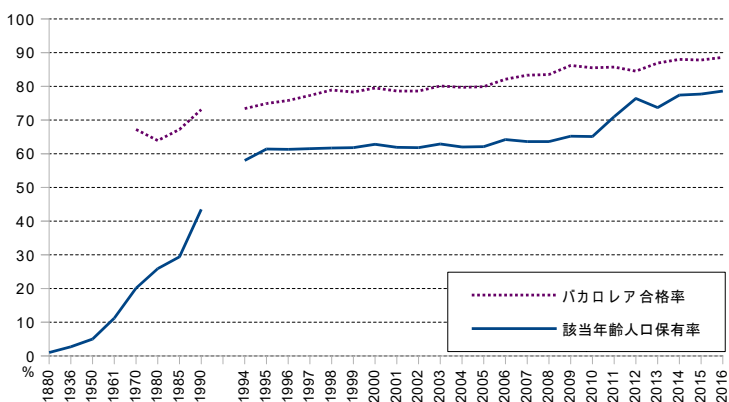


図5 バカロレア合格率と該当年齢人口保有率

出典：高等教育・研究省の資料を基に作成

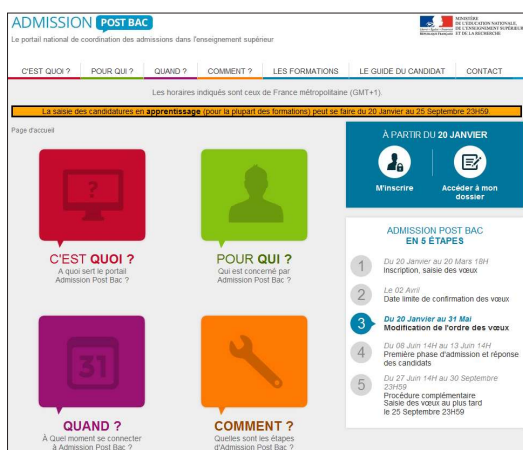


図6 APBのポータルサイト(2017年5月現在)

出典：<http://www.admission-postbac.fr/>

## 5. 定員数に応じた抽選

この通達、特に法令で規定のない抽選に対して、学生団体から批判の声が上がった。団体の一つである学生地位向上・支援連合(Promotion et Défense des Étudiants: PDE)は、その違法性を国務院(Conseil d'État)<sup>17</sup>に提訴する意向を表明した<sup>18</sup>。他方高等教育・研究省自体も消極的にしか使用を求めているものの、2017年は前年より4万人以上多くの者がAPBで事前登録をしており、多くのプログラムで抽選が用いられる見込みである<sup>19</sup>。

このように批判の多いAPBではあるが、それら以外に中等教育と高等教育の接続には、高校まで



の学習内容と大学の教育内容の連続しないといった不適切な進路選択、バカロレア合格者全てに種別・得点に関係なく入学資格を認めることから生じる学習への意欲低減といった課題が指摘されている。高等教育・研究省は、中等教育を所管する国民教育省と連携して進路指導の強化を推進している。不適切な進路選択は、大学において大量の留年・中退が発生する原因の一つとも考えられており、2010年には新たに、事前に志願先の大学から説明を受ける能動的進路選択制度 (orientation active) が義務化された。しかし、同制度を積極的に利用するのは従来から意欲のある生徒に限られ、また、大学側の負担が大きいといった課題が指摘されている。それ以外には学生に個別指導を行う、入学後の進路変更を容易にするなどといった支援方策の充実が図られている。2007年にはそれらの活動を財政的に支援する学士課程成功計画 (Plan réussite en licence) が打ち出されたが、実施後に留年・退学率の低下は認められず失敗と受け止められている (Morlaix & Perret, 2012)。

### 3. 大学を中心とした高等教育・研究機関の連携・統合と大型競争的資金 ▼

近年、フランスでは、大学間の連携・統合が政府主導によって進められている<sup>20</sup>。連携・統合に関する政策は以前からあるが、2013年の高等教育・研究法 (Loi relative à l'enseignement supérieur et à la recherche) (以下2013年法) の制定以後その動きが加速されている。2013年法以前の連携の枠組みとして、2006年の研究計画法 (Loi de programme pour la recherche) で規定された研究・高等教育拠点 (pôle de recherche et d'enseignement supérieur: PRES) があ

が、2013年法はPRESを廃して、より密接な連携を求める枠組である大学・高等教育機関共同体 (communauté d'universités et établissements: COMUE) を設定し、更に大学間の統合 (fusion) も法文に盛り込んだ。COMUEには法人格が与えられ、それは大学と同じ学術的・文化的・職業専門的性格を有する公施設法人 (EPSCP) であり、単なる連携体ではなくより大学に近い組織と位置付けられている<sup>21</sup>。2013年法は、集合体 (regroupement) の枠組として統合とCOMUEに加えて連結性の緩い連盟体 (association) も規定している。そして、高等教育・研究省所管の全ての高等教育機関は他機関と統合するか、COMUE又は連盟体に参加することが義務付けられた。並行して政府は、これらの集合体を主対象として先導的卓越事業 (IDEX) 等の大型競争的資金を提供することとしたことから、他省庁所管の高等教育機関や研究機関も巻き込んで、連携・統合が一気に進められることとなった。

2013年法は全てのPRESは1年以内にCOMUEに移行することとしていたが、新たに高等教育・研究省所管の全ての高等教育機関が何れかの集合体に加わり、研究機関や他省庁の高等教育機関も加わることが可能とされたことから、参加機関の選定や参加予定機関の利害関係の調整等に手間取り、実際に集合体が出揃ったのは2015年のことである。その後も幾つかのCOMUE等で加盟機関の入れ替えがあり、一部の機関は統合したものの、集合体の数は2017年3月現在27となっている (図7)<sup>22</sup>。

集合体は、原則として、大学区を単位 (あるいは隣接する大学区との組み合わせ) として設置することとされていた。しかし、機関の少ない場所では集合体の地域が広範囲にならざるを得ず、連携相手や参加機関の選定に手間取ることが多かつ

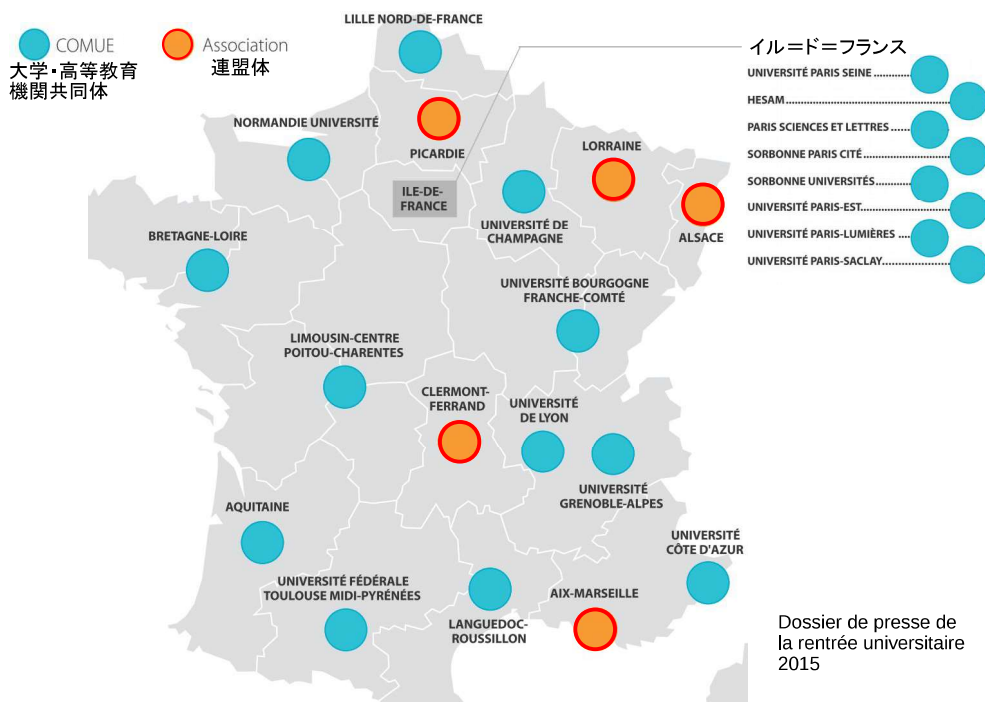


図7 高等教育機関の集合体（連盟体とCOMUE）の設置状況

出典：高等教育・研究省の資料を基に作成

た。例えば、南西部のラ・ロッシュェル大学は、当初リモージュ、ボワティエ、オルレアン、トゥールの4大学と連携してCOMUEを設置することとしたものの、2016年7月、より南西部のボルドー大学を中心とするアキテーヌCOMUEに所属を変える意向を表明した<sup>23</sup>。

参加機関の組み合わせは、高等教育機関が多く、地域内で複数の集合体の設置が認められたイル＝ド＝フランス（パリ及びその周辺地域）では極めて複雑なものとなった。例えばHESAM（Hautes Études Sorbonne Arts Métiers）は、パリ第1大学等を中心として設置される予定であったが、同大学が参加を見送ったことから大学が加わらないCOMUEとなった。また、パリ南部の学術研究都市であるサクレ地区に設置されたパリ＝サクレ（Paris-Saclay）は、有力大学であるパリ南大学とグランド・ゼコールでも特に威信の高いポリテクニクや高等師範学校カシャン校等との主導権争

いが激しい。この主導権争いは、ポリテクニク校が高等教育・研究省ではなく、国防省の所管であることが一層複雑にしている。

統合は、2013年法前にストラスブール（2009年）、エクス＝マルセイユ（2012年）、ロレーヌ（2012年）の3大学で行われていた。更に同法の下で、ボルドー（2014年）、モンペリエ（2015年）、グルノーブル・アルプス（2016年）の3大学が統合によって設置された。多くの場合、地域の全大学（場合によってはそれ以外の高等教育機関も含めて）が参加して統合が行われたが、ボルドー及びモンペリエでは、統合した大学に隣接しているにも関わらず、人文社会系の大学が統合には参加しなかった。これは、統合後に自律性を失うことを危惧した人文社会系の大学と統合によって大学ランキングが下がることを嫌ったその他の大学の思惑の結果と言われる。

その後も幾つかの地域で統合は計画されてお

り、また、イル＝ド＝フランスでも幾つかの大学が統合を決定乃至検討している。しかし、統合は学内での合意が難しく、例えばパリ＝クレティユ及びマルヌ＝ラ＝バレの両大学のように、一旦統合を決定したものの次の学内選挙（管理運営評議会<sup>24</sup>）の結果、それが覆されることもある。

また、大学の連携・統合は、フランスの地方制度の在り方と無関係ではない。2016年には州再編が行われ、COMUEの設置範囲と州配置の乖離が大幅に拡大することとなった。それと同時に、州を始めとする地方公共団体の高等教育への関わりについて、政府や地方公共団体において見直しの検討がなされており、今後集合体の再編の可能性が示唆されている。

#### 4. おわりに～日本との比較の観点から▼

最後に、上に取り上げた課題を中心に、若干ではあるが日本との比較考察を行いたい。

日本同様フランスでも長期的には若年人口は減る見込みであるものの、出生率は日本よりも高く<sup>25</sup>、バカロレア取得者が増加していることから、当面は高等教育への進学者数が高い水準で維持されることは日本とは異なっている。しかし、公的資金が限られていることや民間部門（私立高等教育機関）が拡大している点では共通性がある。反面、地方の参画拡大は日本ではあまり検討されておらず、同国における国・地方・民間の役割分担等は参考になるであろう。

留年・中退問題は、根本的には大学が無試験で一律にバカロレア合格者を受け入れていることに主要な原因の一つがある。この制度を続ける限りは進路指導や個別指導等を充実しても、その割合が大きく変わることはないであろう。バカロレアは多様化や合格率の上昇に伴って学生選抜機能を

失っており（Suchaut, 2008）、政治的に困難という点を除けば、今後長きに渡って開放入学制を維持していくことは困難ではないか。日本との比較では、大学の出口が甘く卒業生の学習成果が不十分といった批判を受けることに鑑みれば、留年・退学を認めない形での学習成果保証が困難であることが理解されよう。フランスの大学評価では進級率や合格率も評価対象ではあるが、学生に求める学力水準を下げたこれらの率を上げることは就職に悪影響を与えることから関係者の多くは否定的である。この点、日本ではフランスと異なっており就職内定を得るのが卒業（学位取得）前であるので、就職への影響を大学が考慮することは少ない。学習成果の保証は、大学内のみに止まらず、雇用等も含めた社会全体の仕組みをも適合させることによって初めて可能となろう。

連携・統合に関しては、政府主導のそれが順調に捗るかは疑問が残る。連携・統合の目的として、資源の共有による効率化、異なる分野の融合や協働、国際的視認性向上、ランキング上昇など多様な要因が挙げられている。しかし、これらの要因は必ずしも説得力があるとは限らず、例えば、ランキング上昇は規模の拡大では得られない。また、これまでの大学の連携・統合に関する研究では、その成功には当事者の意欲や組織文化の整合性などが必要とされることが知られており、フランスの関連政策とは相反することが多い。実際、これまでも連携・統合に対する批判的意見や反発は多く見られる。少なくとも、当事者の積極的な参加が得られない集合体が機能しないことは予想に難くない。これらの点は、日本における大学ガバナンス改革における問題とも関連する。フランスの経験は他に類例が少ないので、成功・失敗に関わらず日本を含む他の国に多くの示唆を与えるものと考えられる。

フランスでは2000年代に政権を担った右派政党が規制緩和を進めたが、2012年の左派政権への政権交代後は民主的大学運営が一部復活するなど寄り戻しが見られる一方で、大学の連携・統合推進や大型競争的資金の活用といった点では政策が継承された。2017年の大統領選挙ではそのどちらにも属さないE. マクロンが当選した。同氏の選挙公約では、バカロレアの改革、入学者選抜導入、大学の自律性拡大等を謳っており、今後の高等教育に関する政策運営が注目される。

### 【注】

1. 近代の大学改革の経緯については上垣（2016）が詳しい。
2. それ故大学は全て国立である。機関名に「大学（université）」を冠する私立高等教育機関は存在するが、正式の名称ではなく、法令上は大学以外の高等教育である。大場・夏目（2010）参照。
3. フランスでは高等教育（enseignement supérieur）は中等教育後の教育全てを含むので、日本の専修学校（専門課程）に相当する機関が高等教育機関に含まれる。高等教育の定義や高等教育機関の種類については大場・夏目（2010）参照。
4. 技術短期大学部（institut universitaire de technologie: IUT）を含む。IUTは入学者の選抜を行なう通常の部局と異なる性格を有することから、その統計数値は区別されて計上されることが多い。
5. <http://www.sudouest.fr/2016/09/27/rentree-universitaire-a-bordeaux-toujours-plus-d-etudiants-2515403-2780.php>
6. 大場（2006）参照。
7. 州（région）は、1982年、国と県（département）の間の地方行政単位として設置された。フランス本土には22の州があったが、2006年に13に再編された。
8. 教育行政（高等教育を含む）における行政区画である。その長である大学区長（recteur）は、区内の各大学の総長（chancelier）の地位を有する。
9. 2016-2017年度現在学士課程184ユーロ、修士課程256ユーロ、博士課程391ユーロ。
10. LRUについては大場（2014）参照。
11. <http://major-prepa.com/ecoles/frais-de-scolarite-ecoles-de-commerce-2016-irremediable-hausse/>
12. 法令上バカロレアは大学第一学位に位置付けられており、その効果として大学への登録が認められる。
13. バカロレアは単一の試験ではなく、普通・技術・職業の3種があり、更にそれぞれが細分化している。これらの教育内容や水準は異なるが、大学入学資格の点では同じように扱われる。

14. APBの事前登録は大学のみでなく、殆どの高等教育機関への進学に必要である。
15. 但し、同種の機関には12までしか志願できない。例えばCPGEには12を超えて志願登録できず、それを超えて志願する場合は、例えば大学やIUT、STSのプログラムから選択して登録しなければならない。
16. 保健系の課程は欧州高等教育圏標準の学士・修士・博士（フランスではLMD）の構造を採用していない。
17. 政府の作成する法令案の事前審査等を行うとともに、最高行政裁判所の機能を持つ行政諮問機関。
18. .EducPros.fr « Tirage au sort : la circulaire fait déjà l'objet d'un recours devant le Conseil d'État » le 5 mai 2017.
19. EducPros.fr « Tirage au sort dans APB : une circulaire qui ne résout rien » le 28 avril 2017.
20. これまでの経緯は大場（2016）参照。
21. PRESにも原則として法人格が与えられていたが、EPSCPではなかった。
22. <http://www2.cnrs.fr/presse/communiqu/4953.htm>
23. <http://france3-regions.francetvinfo.fr/nouvelle-aquitaine/haute-vienne/limoges/regroupement-des-universites-la-rochelle-quitte-le-navire-1042093.html>
24. 学長を選出するのは管理運営評議会である。
25. 2016年の合計特殊出生率は1.93であった。

### 【参考文献】

- 上垣豊（2016）『規律と教養のフランス近代』ミネルヴァ書房。
- 大場淳（2004）「フランスの大学における「学力低下」問題とその対応」『広島大学大学院教育学研究科紀要第三部』52, 371-380頁。
- 大場淳（2006）「フランスの契約政策と全国大学評価委員会（CNE）：日本の国立大学法人化と大学評価との比較」『日仏教育学会年報』12, 18-36頁。
- 大場淳（2014）「フランスにおける大学ガバナンスの改革：大学の自由と責任に関する法律（LRU）の制定とその影響」『大学論集』45, 1-16頁。
- 大場淳（2016）「フランスにおける大学の連携・統合と機能別分化：大型競争的資金と地方分権の関わりに着目して」『広島大学高等教育研究開発センター編『大学の機能別分化とその国際的動向（戦略的研究プロジェクトシリーズX）』広島大学高等教育研究開発センター, 159-171頁。
- 大場淳・夏目達也（2010）「フランスの大学・学位制度」大学評価・学位授与機構編『学位と大学（大学評価・学位授与機構研究報告第1号）』大学評価・学位授与機構, 93-159頁。
- Morlaix, S., & Perret, C. (2012). Essai de mesure des effets du Plan Réussite en Licence. Dijon: IREDU.
- Suchaut, B. (2008). La loterie des notes au bac : Un réexamen de l'arbitraire de la notation des élèves. Dijon: Les Documents de Travail de l'IREDU.